

島根県重症心身障がい児（者）相談員設置要綱

（設置目的）

第1条 重症心身障がい児（者）相談員（以下「相談員」という。）は、重症心身障がい児（者）の自立支援に関し、その保護者等からの相談に応じ必要な指導・助言を行うことにより、重症心身障がい児（者）の福祉の増進を図ることを目的として設置する。

（委託）

第2条 知事は、障がい者団体の代表から推薦のあった者のうち、相当と認められる者に対し、第4条に掲げる業務を委託する。

（推薦）

第3条 障がい者団体の代表は、相談員を推薦しようとする場合は、重症心身障がい児（者）の支援に関する経験があり、かつ、地域の実情に精通している者であって、原則として、重症心身障がい児（者）の保護者である者の内から相当と認められる者を推薦する。

（業務）

第4条 相談員には、次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 重症心身障がい児（者）の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと。
- (2) 重症心身障がい児（者）の専門的な相談指導（市町村、保健所、児童相談所及び心と体の相談センターが行うもの）に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) その他前号に付帯する業務を行うこと。

（関係機関との連携）

第5条 相談員は、その業務を行うにあたって、市町村、保健所、児童相談所、心と体の相談センター及び民生委員・児童委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

（守秘義務）

第6条 相談員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いた後も、また同様とする。

（業務委託の期間）

第7条 相談員を委託する期間は2年とし、再委託を妨げない。ただし、補欠の相談員に対する委託期間は、前任者の残任期間とする。

（相談員の身分）

第8条 相談員は、島根県の非常勤職員としての身分は有しない。

2 知事は相談員の業務上の事故又は第三者に与えた損害等に対する災害補償又は損害賠償の責を負わないものとする。

（業務委託の解除）

第9条 知事は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員としてふさわしくない行為のあった場合
- (4) 相談員が自己の都合により辞退を申し出た場合

（謝金）

第10条 相談等に対する謝金については、予算の定めるところにより支払う。

（責務）

第11条 相談員は、その業務を行うにあたっては、その業務を行うために必要なケース記録票（様式1）を整備し、業務を退く時には、これをすべて提出しなければならない。

2 相談員は、当該年度の3月31日までに業務報告書（様式2）を提出しなければならない。

3 相談員は、その業務を行うにあたって、相談員であることを証明する証票（様式3）を携行しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年11月24日から施行する。